

令和8年度 指定ごみ袋子育て支援引換券 ご利用のしおり

「指定ごみ袋子育て支援事業」のあらまし

置賜広域行政事務組合と置賜3市5町が連携して統一した子育て支援を行うため、紙おむつなど子育てに伴うごみが増える0～2歳のお子さんがある世帯に、指定ごみ袋との引換券を配付する事業です。

ご家庭から資源として収集されたペットボトルなどをリサイクルして得られた収益により運営しています。



「指定ごみ袋子育て支援引換券」について

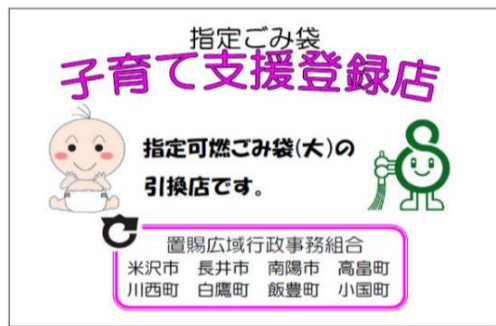
- ◆対象者1人につき1枚を配付します。
- ・1枚につき「指定可燃ごみ袋(大)40枚」と引換えができます。
- ・10枚(1袋)ずつ分けての引換えはできません。
- ・可燃ごみ袋(大)以外との引換えはできません。
- ・引換券を2枚以上お持ちの方が、券を1枚ずつ使うのは差し支えありません。
- ◆有効期間は発行日から3ヶ月間 ~引換えはお早めに~
- ・期限切れやコピーしたものは無効となります。
- ・昨年度の引換券(オレンジ色)も有効期間内であれば使用することができます。

対象者

置賜3市5町にお住まいで
令和6年4月2日
～令和9年4月1日生まれ
のお子さん

引換え方法

ポスター、ステッカーの掲示がある「登録店」で引換えてください。



▲ステッカー

お近くの登録店は・・・

登録店リストや事業の詳細は本組合ホームページで確認できます。



▲ポスター

引換券についてのご注意

- ・切り離さずにそのまま登録店に出してください。(控えはお渡ししません)
- ・何も記入せずに登録店に出してください。
- ・再発行はできません。紛失等に注意してください。
- ・転出等があっても返還の手続きは不要です。
- ・引換えたごみ袋には、紙おむつだけではなくほかの可燃ごみも一緒に入れることができます。

置賜広域行政事務組合とは

本組合は、ごみの処理など置賜3市5町に共通する事務を行っている団体です。詳しくはホームページをご覧ください。

(<https://www.okikou.or.jp/>)

お問い合わせ先

～引換えに関すること～
千代田クリーンセンター
(0238-57-4004)

～対象のお子さんに関すること・
引換券の送付に関すること～
お住まいの市町の衛生担当課にお問い合わせください。